

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年1月31日(月) 午前9時30分から午前10時33分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：5番園田岳彦委員、10番伊藤眞一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】 出席委員：14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	星野農業委員会事務局次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	6番 委員
	7番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地の休耕及び増反届について
No.29～No.30 2件
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.110～No.118 9件
- 報告第3号 農地使用貸借契約の解約について
No.2～No.3 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3011～No.3014 4件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5042～No.5044 3件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.399～No.495 97件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.11～No.12 2件
- 議 第5号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、10番伊藤眞一委員の2名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、6番松澤一久委員、7番米原文明委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長 水島係長	<p><報告第1号 農地の休耕及び増反届について> 報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。1頁をご覧ください。 29番上早川地区の件ですが、越地内の6筆3,382㎡について、労力不足のため休耕するものです。 30番木浦地区の件ですが、木浦地内の4筆1,262㎡について、労力</p>

議長	<p>不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。2頁をご覧ください。 110 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の3筆5,992㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 111 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の6筆5,195㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 112 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆2,008㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 113 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆3,020㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 114 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆876㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 115 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆582㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 116 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,001㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 117 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の1筆733㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。 118 番青海地区の件ですが、須沢地内の4筆1,252㎡について、農地転用するため解約するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり</p>

<p>議長 水島係長</p>	<p>承認することに決しました。</p> <p><報告第3号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第3号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。 説明いたします。4頁をご覧ください。 2番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆2,109㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 3番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆926㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。5頁をご覧ください。 3011番下早川地区の件ですが、四ツ屋、東川原、清水山地内の12筆5,282㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、赤沢ふれあいセンター周辺の場所です。譲渡人は、申請地を実際に耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第</p>

3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3012 番根知地区の件ですが、上野山地内の1筆250㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道と泉上町屋線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、隣接地を所有する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、根知地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3013 番能生谷地区の件ですが、寺山地内の1筆135㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道堂ノ脇線沿いの場所です。譲受人は、自己所有地と隣接する申請地を譲り受け、経営規模を広げたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3014 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆99㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道北部1号線近くの場所です。譲渡人は、耕作できなくなった申請地を、隣接する農地の耕作者である譲受人へ譲りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）

<p>議長 2 番片山委員</p>	<p>については、該当なしで問題ないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 3011 番についてですが、ここの圃場整備は終わっていますが、換地前なので従前地での申請ということでしょうか。</p>
<p>石曽根主査</p>	<p>はい。その通りです。</p>
<p>議長</p>	<p>換地前でも後でも大丈夫ということでしょうか。</p>
<p>石曽根主査</p>	<p>はい。3 条申請はどちらでも大丈夫です。今回は換地前であったため、従前地での申請となりました。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について> 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。7 頁をご覧ください。 5042 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 1 筆 171 m²について、建売住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5 をご覧ください。申請地は、市道横道東線沿いの場所です。譲受人は、アクセス等環境の良い申請地を建売住宅用地として取得したいものです。農地の区分は、エ-ア)-a-(a) (道路要件：市道横道東線 (幅員 6 m) に面する。配管要件：簡易水道及び下水道管が埋設されている。付近要件：半径 500m 以内に、大和川保育園と大和川小学校が有る。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。 5043 番糸魚川地区の件ですが、東寺町 3 丁目地内の 1 筆 254 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6 をご覧ください。申請地は、市道姫御前道 2 号線沿いの場所です。譲受人は、現在借家だが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の</p>

	<p>区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5044 番糸魚川地区の件ですが、東寺町3丁目地内の4筆975 m²について、宅地造成のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道姫御前道2号線沿いの場所です。譲受人は、宅地4区画を造成したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、97件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが7件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p>
議長 石曾根主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>407 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆747 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>408 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆1,523 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔恩田委員入室〕</p> <p>次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曽根主査	<p>〔稲葉委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。23 頁をご覧ください。</p>
	<p>464 番能生谷地区の件ですが、平地内の 3 筆 4,348 m²について、更新するものです。</p> <p>467 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 5 筆 9,138 m²について、更新するものです。</p> <p>468 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 1 筆 989 m²について、更新するものです。</p> <p>469 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 2 筆 2,326 m²について、更新するものです。</p> <p>470 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 2 筆 3,260 m²について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曽根主査	<p>〔稲葉委員入室〕</p> <p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。8 頁をご覧ください。</p> <p>399 番下早川地区の件ですが、東海地内の 1 筆 1,139 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>400 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 3 筆 2,631 m²について、更新するものです。</p> <p>401 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 3 筆 1,842 m²について、</p>

更新するものです。

402 番下早川地区の件ですが、東塚地内の4筆3,790㎡について、更新するものです。

403 番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆788㎡について、更新するものです。

404 番下早川地区の件ですが、西塚地内の2筆1,649㎡について、更新するものです。

405 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の7筆5,400㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

406 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆5,958㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

409 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆1,161㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

410 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆400㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

411 番西海地区の件ですが、川島、羽生、成沢地内の6筆7,578㎡について、更新するものです。

412 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,522㎡について、更新するものです。

413 番西海地区の件ですが、羽生地内の6筆3,413㎡について、更新するものです。

414 番西海地区の件ですが、羽生地内の7筆2,162.35㎡について、更新するものです。

415 番西海地区の件ですが、羽生地内の4筆4,557㎡について、更新するものです。

416 番西海地区の件ですが、羽生地内の5筆1,012.18㎡について、更新するものです。

417 番西海地区の件ですが、羽生地内の9筆5,298.82㎡について、更新するものです。

418 番西海地区の件ですが、羽生地内の3筆700.51㎡について、更新するものです。

419 番西海地区の件ですが、羽生地内の5筆2,448㎡について、更新するものです。

420 番西海地区の件ですが、羽生地内の9筆4,480.94㎡について、更新するものです。

421 番西海地区の件ですが、羽生、平牛地内の5筆5,369.97㎡について、更新するものです。

422 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,389㎡について、更新するものです。

423 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,518㎡について、更新するものです。

424 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆519㎡について、更新するものです。

425 番西海地区の件ですが、羽生、成沢地内の5筆5,917㎡について、更新するものです。

426 番西海地区の件ですが、羽生、成沢地内の3筆4,081㎡について、更新するものです。

427 番西海地区の件ですが、平牛地内の4筆6,876㎡について、更新するものです。

428 番西海地区の件ですが、平牛地内の3筆5,080㎡について、更新するものです。

429 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆1,949㎡について、更新するものです。

430 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆1,712㎡について、更新するものです。

431 番西海地区の件ですが、成沢、真光寺地内の5筆4,680㎡について、更新するものです。

432 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺2丁目地内の3筆1,246㎡について、更新するものです。

433 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆952㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

434 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の4筆1,574㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

435 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆2,570㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

436 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆3,020㎡について、借

り受けて規模拡大するものです。

437 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆786㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

438 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆684㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

439 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,970㎡について、更新するものです。

440 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,278㎡について、更新するものです。

441 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆1,788㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

442 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,018㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

443 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,005㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

444 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆1,838㎡について、更新するものです。

445 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,422㎡について、更新するものです。

446 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆2,390㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

447 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆2,836㎡について、更新するものです。

448 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,303㎡について、更新するものです。

449 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆242㎡について、更新するものです。

450 番根知地区の件ですが、根小屋、東中地内の16筆18,370㎡について、更新するものです。

451 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆2,890㎡について、更新するものです。

452 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆2,932㎡について、更新するものです。

453 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆2,924 m²について、更新するものです。

454 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,076 m²について、更新するものです。

455 番小滝地区の件ですが、大所地内の1筆2,363 m²について、更新するものです。

456 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆2,109 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

457 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆610 m²について、更新するものです。

458 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の7筆3,173 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

459 番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆2,511 m²について、更新するものです。

460 番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆342 m²について、更新するものです。

461 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆4,635 m²について、更新するものです。

462 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆3,120 m²について、更新するものです。

463 番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆2,286 m²について、更新するものです。

465 番能生谷地区の件ですが、平、島道地内の3筆1,047 m²について、更新するものです。

466 番能生谷地区の件ですが、島道地内の4筆1,080 m²について、更新するものです。

471 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆3,260 m²について、更新するものです。

472 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆1,565 m²について、更新するものです。

473 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆2,772 m²について、更新するものです。

474 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の2筆412 m²について、更

新するものです。

475 番木浦地区の件ですが、木浦地内の5筆2,297㎡について、更新するものです。

476 番青海地区の件ですが、須沢地内の5筆1,112㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

477 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆312㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

478 番青海地区の件ですが、須沢地内の4筆1,062㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

479 番青海地区の件ですが、須沢地内の4筆1,482㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

480 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆472㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

481 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆403㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

482 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆480㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

483 番青海地区の件ですが、須沢地内の8筆2,214㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

484 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆726㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

485 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆876㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

486 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆840㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

487 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆627㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

488 番青海地区の件ですが、須沢地内の10筆3,249㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

489 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆996㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

490 番青海地区の件ですが、須沢地内の6筆1,841㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

	<p>491 番青海地区の件ですが、須沢地内の8筆2,044㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>492 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆819㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>493 番西海地区の件ですが、田中地内の7筆9,111㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>494 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,026.10㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>495 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,016.40㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p> <p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。33頁をご覧ください。</p> <p>11 番西海地区の件ですが、田中地内の7筆9,111㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>12 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆3,042.50㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長 石曾根主査</p>	<p><議第5号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について></p> <p>議第5号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。35頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項第1号により、耕作目的で農地の権利移動をする場合、農地取得後の経営面積が規定の面積以上になることが許可条件となっています。これを「下限面積」といいます。この下限面積は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率のかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから法律により50a以上と定められていますが、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段面積を設定できることとなっております。当市でも下限面積を引き下げて設定しています。</p> <p>設定方法については、旧町村を設定の範囲とし、別段の面積は10a単位で設定、「別段面積未満の農家数」の割合が「総農家数」の40%を下らないようにするよう定めています。今回は大野地区の10a未満の農家数が大野地区全体の農家数の40%に達したことから、10aに引き下げて設定するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 2番片山委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>山間部などで耕作できなくなっている農地が増え、地域でも管理するのが難しい状況です。市街地に住んでいて、農業経験はないが畑をやってみたいという方に20a借りてくださいというのは難しいです。3aや5aくらいでないと借りられないという状況もあると思いますし、安心して農業へ新規参入してほしいです。もし下限面積がネックなら、将来的に考えていかなければいけないと思います。</p>
<p>水島係長 2番片山委員 11番福田委員</p>	<p>今後の検討課題だと思っています。</p> <p>農地を貸すことを周知したいですが、下限面積要件により新規参入者が契約できなかったり、闇小作となり問題になることがあっては困ります。</p> <p>前に貸し農園のようなことがありましたね。複数の区画に分けて、</p>

水島係長	<p>使ってもら分には、下限面積は関係ないと思うのですが。</p> <p>特定農地貸付法という法律がありまして、地主が同法に基づいて市民農園を開設すれば、下限面積は関係なく農家でない方が利用することができます。制度としてはこういったものもございしますが、過去に市民農園の登録があったところでは、実際は借りの方がなかなか見つからず、2年ほどで閉園となりました。</p>
11 番福田委員 2 番片山委員	<p>継続するというのは難しいですね。一時の思いでやると長続きしないですね。</p> <p>この制度では、販売用の作物も大丈夫でしょうか。販売用が可能な生産性も上がるし良いと思います。私の地元では現在圃場整備をしています、整備後に畑地を活用してもらいたいと考えています。</p>
水島係長	<p>販売用も問題ありません。ですが、過去にあった市民農園の例では、畑を借りたいという方は高齢の方が多く、移手段がなくて長続きしないというのがあります。</p>
議長	<p>私の地区でも昔、区民であれば自由に耕作できる畑がありました。が、みんな高齢になり返還していき、耕作する人がいなくなりました。他の地区から来て作ってもらおうという話が出ましたが、耕作してもらうには最低でも耕運機1台は必要だろう、道具を置いておく倉庫が必要だろう、いろいろ整備しないといけないという話になり、結局この話は無くなりました。もし、こういうことを考えているのなら私達の失敗例も参考に、また考えてみてください。</p>
6 番松澤委員	<p>1㎡から売買可能という部分ですが、私の地区にも空き家付き農地がありますが、昔は1反歩以上でなければ許可にならなかったことがありました。この件のように今後は許可になるのもあり得るということでしょうか。</p>
水島係長	<p>農地付き空き家の件ですが、地主が空き家バンクに住宅を登録して、その後に住宅に付随する農地を農業委員会に申請するというステップを踏んでいます。国の空き家対策から始まった制度でございます。</p>
6 番松澤委員	<p>登録せずに個人的に売買するのなら下限面積が関係してくるのですね。</p>
水島係長	<p>おっしゃる通りです。1㎡という別段の面積を適用するには、当市の場合、空き家バンクの審査を受けた物件であるというのが条件にな</p>

6番松澤委員	ります。 中山間地域では、少しでも畑をやってみたいという人がいるのであればぜひやってもらいたいですし、とにかく受け入れるということをやらなくてははいけませんね。
議長	昔、県外から移住してきた人で一部だけを耕作していた人がいましたよね。
9番鷺澤委員	私が担当する地区にいました。私も事務局の担当者と立ち合いに行きました。耕作する面積は数アールだったと思います。
議長	その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。
	日程第4＝その他
議長	ア 次回農業委員会の日程について ・ 2/28(月) 午前9:30～ 市役所2階会議室
議長	イ その他 他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。